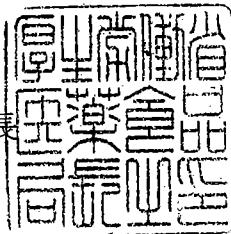


薬食発0128第1号
平成23年1月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



輸出用医薬品等の証明書の発給について

輸出先国等の要求に応じた、輸出される医薬品、医薬部外品又は医療機器が薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）の規定に基づき製造されたものである旨等の証明書の発給手続については、平成6年4月26日付け薬発第418号「輸出用医薬品等の証明書の発給について」により示していたが、利用者の利便性等を踏まえて見直しを行い、平成23年4月1日以降になされる証明書発給の申請は下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係業者に周知願いたい。

なお、別記関係団体宛て、本通知の写しを送付しているので御了知願いたい。

記

第1 医薬品又は医薬部外品の証明書について

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）が確認する事項について
- ① 医薬品又は医薬部外品の製造販売業又は製造業の許可に関する事項（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第179号。以下「医薬品・医薬部外品GMP省令」という。）に関する事項を除く。）
- ② 医薬品又は医薬部外品の製造販売承認に関する事項（輸出用の製造（輸入）届に関する事項を含む。）（医薬品・医薬部外品GMP省令に関する事項を除く。）
- ③ 新医薬品（再審査期間中のものに限る。）の製造販売承認申請書の添付資料

福岡県
(某)

23.2.-2

第3125号

料に関する事項

- ④ 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第21号。）の要求事項への適合状況に関する事項
- ⑤ 医薬品又は医薬部外品の製造所（外国製造所を除く。）の医薬品・医薬部外品GMP省令の要求事項への適合状況に関する事項
- ⑥ 治験薬の治験計画の届出に関する事項
- ⑦ 治験薬の製造施設の治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準（治験薬GMP）について（平成20年7月9日付け薬食発0709002号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「治験薬GMP通知」という。）の要求事項への適合状況に関する事項
- ⑧ 医薬品製剤証明書に関する事項
- ⑨ 医薬品製剤承認・許可状況陳述書に関する事項
- ⑩ 体外診断用医薬品の製造所（外国製造所を除く。）の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号。以下「機器・体外診QMS省令」という。）の要求事項への適合状況に関する事項

（2）証明書発給の申請手続について

- ① 申請者は、証明業務の円滑かつ迅速な運用を図るため、総合機構に証明内容の確認を依頼することとし、厚生労働省宛ての証明書発給の申請は、証明書発給申請書（正本1通）及び証明書用紙に、総合機構が別途定める承認・添付文書等証明確認調査申請書及び本通知において定める添付書類を添えて、総合機構に提出することにより行うこと。
- ② 証明書発給申請書は、様式1により作成し、宛先は別表の区分にしたがって、それぞれの担当課（室）長宛てとすること。
- ③ 証明書用紙の様式は、原則として次のとおりとするが、これらの様式が輸出先国等の要求する証明書と合致しない場合には、あらかじめ総合機構又は別表の担当課（室）に照会すること。なお、外国文による証明が必要である場合は、和訳文も併せて提出すること。
 - ア. 上記（1）①の場合 様式3-1又は4-1
 - イ. 上記（1）②の場合 様式5-1、6-1、7-1、8-1、9-1、10-1又は11
 - ウ. 上記（1）③の場合 様式12及び添付資料一覧表
 - エ. 上記（1）④の場合 様式1.3
 - オ. 上記（1）⑤の場合 様式14-1又は15
 - カ. 上記（1）⑥の場合 様式16又は17

キ. 上記(1)⑦の場合 様式18

ク. 上記(1)⑧の場合 様式19

ケ. 上記(1)⑨の場合 様式20

コ. 上記(1)⑩の場合 様式14-2

④ 添付書類は、原則として次のとおりとする。

ア. 様式3-1の場合

- ・ 製造販売業の許可証の写し

イ. 様式4-1の場合

- ・ 製造業の許可証の写し

ウ. 様式5-1、7-1、8-1又は10-1の場合

- ・ 製造販売業の許可証の写し

- ・ 製造業の許可証の写し

- ・ 申請に係る品目に関し、輸出用医薬品又は輸出用医薬部外品の製造(輸入)届書(総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの)を提出している場合はその写し

- ・ 申請に係る品目の製造販売承認書(一部変更承認書及び軽微変更届書を含む。)又は製造販売届書(製造販売届出事項変更届書を含む。)の写し(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号。以下「改正法」という。)施行前の規定に基づき承認(許可)された品目であって、製造(輸入)承認書(一部変更承認書を含む。)又は品目変更(追加)許可書が当該証明内容の確認に必要な場合は、その写し。以下同じ。)

- ・ 再評価該当品目の場合は、再評価申請書の写し

エ. 様式6-1又は9-1の場合

- ・ 製造業の許可証の写し

- ・ 申請に係る品目に関し、輸出用医薬品又は輸出用医薬部外品の製造(輸入)届書(総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの)を提出している場合はその写し

オ. 様式1-1の場合

- ・ 製造販売業の許可証の写し

- ・ 申請に係る品目の製造販売承認申請書(一部変更承認申請書を含む。)の写し(改正法施行前の規定に基づき申請された品目は、製造(輸入)承認申請書(一部変更承認申請書を含む。)の写し)

カ. 様式1-2の場合

- ・ 申請に係る品目の製造販売承認書(一部変更承認書を含む。)の写し(改正法施行前の規定に基づき承認された品目は、製造(輸入)

承認書の写し)

- 申請に係る品目の製造販売承認申請書（一部変更承認申請書を含む。）に添付した添付資料一覧の写し（改正法施行前の規定に基づき申請された品目は、製造（輸入）承認申請書（一部変更承認申請書を含む。）に添付された添付資料一覧の写し）

キ. 様式13の場合

- 厚生労働省医薬食品局長が当該試験施設に対して発行した「G L P査察に基づく評価結果について」の結果通知書又は総合機構が当該試験施設に対して発行した「G L P適合証書」の写し

ク. 様式14-1又は15の場合

- 製造業の許可証の写し
- 申請に係る品目に関し、輸出用医薬品又は輸出用医薬部外品の製造（輸入）届書（総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの）を提出している場合はその写し
- 申請に係る品目が、製造販売承認品目、製造販売届出品目又は輸出用医薬品又は輸出用医薬部外品の製造（輸入）届書において製造販売承認品目若しくは製造販売届出品目の情報を引用している品目の場合は、製造販売承認書（一部変更承認書及び軽微変更届書を含む。）又は製造販売届書（製造販売届出事項変更届書を含む。）の写し
- 様式22「医薬品・医薬部外品GMP省令要求事項適合証明書発行の必要性等」及び様式22別紙「証明希望製品に係るGMP調査に関する調書」の各欄に必要事項を記載したもの

ケ. 様式14-2の場合

- 製造業許可証の写し
- 申請に係る品目に関し、輸出用体外診断用医薬品の製造（輸入）届書（総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの）を提出している場合はその写し
- 申請に係る品目が、製造販売承認品目、製造販売認証品目又は輸出用体外診断用医薬品の製造（輸入）届書において製造販売承認品目若しくは製造販売認証品目の情報を引用している品目の場合は、製造販売承認書（一部変更承認書及び軽微変更届書を含む。）又は認証書の写し
- 様式23「機器・体外診QMS省令要求事項適合証明書発行の必要性等」及び様式23別紙「証明希望製品に係るQMS調査に関する調書」の各欄に必要事項を記載したもの

コ. 様式16又は17の場合

- ・ 治験薬の治験届の写し

サ. 様式18の場合

- ・ 証明書発行の必要性に係る関係法規（薬事法等）の写し（該当する部分のみ日本語訳を添付すること）
- ・ 様式24「治験薬GMP通知要求事項適合証明書発行の必要性等」及び様式24別紙「証明希望製品に係る治験薬GMP調査に関する調書」の各欄に必要事項を記載したもの
- ・ 総合機構が別途定める承認・添付文書等証明確認調査申請書及び添付文書（平成21年3月30日け付薬機発第0330023号独立行政法人医薬品医療機器総合機構通知「治験薬GMP証明書の発給手続きについて」を参考にすること）

シ. 様式19の場合

- ・ 製造販売業の許可証の写し
- ・ 製造業の許可証の写し
- ・ 申請に係る品目に関し、輸出用医薬品の製造（輸入）届書（総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの）を提出している場合はその写し
- ・ 申請に係る品目の製造販売承認書（一部変更承認書及び軽微変更届書を含む。）又は製造販売届書（製造販売届出事項変更届書を含む。）の写し
- ・ 承継品目である場合は承継届（総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの）の写し
- ・ 証明書が必要である根拠を示す輸出先国等の法令（該当部分の原文及び和訳）
- ・ 再評価該当品目の場合は、再評価申請書の写し
- ・ 添付文書（現に使用しているものを白色のA4版台紙に貼付すること。両面印刷の場合は、表面及び裏面それぞれを台紙に貼付すること。なお、貼付に当たっては、左1.7cm以上の余白を設けること。また、申請中に変更があった場合は、遅滞なく差し替えを行うこと。）
- ・ 国内で実際に販売されている旨の陳述書（様式21に必要事項を記載すること。）並びにその根拠を示すものとして現に流通している容器の表示及び容器外装を展開し平面としたものをそれぞれA4版にコピーしたもの。なお、コピーに当たっては、左1.7cm以上の余白を設けること。

- ・ 様式22「医薬品・医薬部外品GMP省令要求事項適合証明書発行の必要性等」及び様式22別紙「証明希望製品に係るGMP調査に関する調書」の各欄に必要事項を記載したもの

ス. 様式20の場合

- ・ 製造販売業の許可証の写し
- ・ 申請に係る品目に関し、輸出用医薬品の製造（輸入）届書（総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの）を提出している場合はその写し
- ・ 申請に係る品目の製造販売承認書（一部変更承認書及び軽微変更届書を含む。）又は製造販売届書（製造販売届出事項変更届書を含む。）の写し
- ・ 再評価該当品目の場合は、再評価申請書の写し

- ⑤ 総合機構は、証明書用紙に記載された証明内容を調査確認した上で、証明書発給申請書（総合機構の確認印を付したもの）及び証明書用紙を担当課（室）へ提出するものとすること。
- ⑥ 担当課（室）は、証明書を作成し、原則として総合機構を経由して申請者に発給するものとすること。

第2 医療機器の証明書について

- (1) 特定非営利活動法人海外医療機器技術協力会（以下「海外医療機器技術協力会（OME TA）」という。）が確認する事項について

- ① 医療機器の製造販売業及び製造業の許可に関する事項（機器・体外診QMS省令に関する事項を除く。）
- ② 医療機器の製造販売承認（認証）に関する事項（輸出用の製造（輸入）届に関する事項を含む。以下同じ。）（機器・体外診QMS省令に関する事項を除く。）

- (2) 総合機構が確認する事項について

- ① 医療機器の製造所（外国製造所を除く。）の機器・体外診QMS省令の要求事項への適合状況に関する事項

- (3) 証明書発給の申請手続について

- ① 申請者は、証明業務の円滑かつ迅速な運用を図るため、海外医療機器技術協力会（OME TA）又は総合機構に証明内容の確認を依頼することとし、厚生労働省宛ての証明書発給の申請は、証明書発給申請書（正本1通）及び証明書用紙に、本通知において定める添付書類を添えて、別表の受付窓口に提出することにより行うこと。

- ② 証明書発給申請書は、様式2により作成し、宛先は別表の区分にしたが

って、それぞれの担当課（室）長宛てとすること。

③ 証明書用紙の様式は、原則として次のとおりとするが、これらの様式が輸出先国等の要求する証明書と合致しない場合には、あらかじめ海外医療機器技術協力会（OME T A）、総合機構又は別表の担当課（室）に照会すること。なお、外国文による証明が必要である場合は、和訳文も併せて提出すること。

ア. 上記（1）①の場合 様式3-2又は4-2

イ. 上記（1）②の場合 様式5-2、6-2、7-2、8-2、8-3、
9-2、10-2又は11

ウ. 上記（2）①の場合 様式14-2

④ 添付書類は、原則として次のとおりとすること。

ア. 様式3-2の場合

・ 製造販売業の許可証の写し

イ. 様式4-2の場合

・ 製造業の許可証の写し

ウ. 様式5-2、7-2、8-2、8-3又は10-2の場合

・ 製造販売業の許可証の写し

・ 製造業の許可証の写し

・ 申請に係る品目に関し、輸出用医療機器の製造（輸入）届書（総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの）を提出している場合はその写し

・ 申請に係る品目の製造販売承認書（一部変更承認書及び軽微変更届書を含む。）又は認証書の写し（改正法施行前の規定に基づき承認（許可）された品目であって、製造（輸入）承認書（一部変更承認書を含む。）又は品目変更（追加）許可書が当該証明内容の確認に必要な場合は、その写し。以下同じ。）

エ. 様式6-2又は9-2の場合

・ 製造業の許可証の写し

・ 申請に係る品目に関し、輸出用医療機器の製造（輸入）届書（総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの）を提出している場合はその写し

・ 申請に係る品目の製造販売承認書又は認証書

オ. 様式11の場合

・ 製造販売業の許可証の写し

・ 申請に係る品目の製造販売承認申請書（一部変更承認申請書を含む。）の写し（改正法施行前の規定に基づき申請された品目は、製

造（輸入）承認申請書（一部変更承認申請書を含む。）の写し。

力 様式 1 4-2 の場合

- ・ 製造業許可証の写し
 - ・ 申請に係る品目に関し、輸出用医療機器の製造（輸入）届書（総合機構又は都道府県の受理印が付されたもの）を提出している場合はその写し
 - ・ 申請に係る品目が、製造販売承認品目、製造販売認証品目又は輸出用医療機器の製造（輸入）届書において製造販売承認品目若しくは製造販売認証品目の情報を引用している品目の場合は、製造販売承認書（一部変更承認書及び軽微変更届書を含む。）又は認証書の写し
 - ・ 様式 2 3 「機器・体外診 Q M S 省令要求事項適合証明書発行の必要性等」及び様式 2 3 別紙「証明希望製品に係る Q M S 調査に関する調書」の各欄に必要事項を記載したもの
- ⑤ 海外医療機器技術協力会（O M E T A）又は総合機構は、証明書用紙に記載された証明内容を調査確認した上で、証明書発給申請書（海外医療機器技術協力会（O M E T A）、総合機構の確認印を付したもの）及び証明書用紙を担当課（室）へ提出するものとすること。
なお、担当課（室）の求めに応じて添付書類を厚生労働省に提出すること。
- ⑥ 担当課（室）において証明書を作成し、原則として海外医療機器技術協力会（O M E T A）、総合機構を経由して申請者に発給するものとすること。

第 3 通知の廃止

本通知の施行に伴い、平成 6 年 4 月 2 6 日付け薬発第 4 1 8 号厚生省薬務局长通知「輸出用医薬品等の証明書の発給について」及び同通知に関連する事務連絡を廃止する。

別表

各証明事項の担当課（室）、受付窓口及び対応する別紙

証明事項及び担当課（室）	受付窓口及び対応する別紙
審査管理課（Evaluation and Licensing Division） <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品及び医薬部外品の製造業の許可に関する事項 2. 医薬品及び医薬部外品の製造販売承認（届出）に関する事項 3. 新医薬品の製造販売承認申請書の添付資料に関する事項 4. 医薬品のG L P省令（医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準）への適合状況に関する事項 5. 医薬品製剤証明書に関する事項 6. 医薬品製剤承認・許可状況陳述書に関する事項 7. 治験薬の治験計画の届出に関する事項 	総合機構 <ol style="list-style-type: none"> 1. 4-1 2. 5-1, 6-1, 7-1, 8-1, 9-1, 10-1, 11 3. 12 4. 13 5. 19, 21, 22 6. 20 7. 16, 17
審査管理課医療機器審査管理室（Office of Medical Devices Evaluation, Evaluation and Licensing Division） <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機器の製造業の許可に関する事項 2. 医療機器の製造販売承認（認証、届出）に関する事項 	海外医療機器技術協力会（O M E T A） <ol style="list-style-type: none"> 1. 4-2 2. 5-2, 6-2, 7-2, 8-2, 8-3, 9-2, 10-2, 11
安全対策課（Safety Division） <p>医薬品、医薬部外品及び医療機器の製造販売業の許可に関する事項</p> <p>ただし、他課（室）の証明事項に付随して申請された場合は当該担当課（室）の証明事項とする</p>	総合機構 3-1 海外医療機器技術協力会（O M E T A）（医療機器） 3-2
監視指導・麻薬対策課（Compliance and Narcotics Division） <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品・医薬部外品G M P省令の要求事項への適合状況に関する事項（医薬品製剤証明書に関する事項を除く。） 2. 機器・体外診Q M S省令の要求事項への適合状況に関する事項 3. 治験薬G M P通知の要求事項への適合状況に関する事項 	総合機構 <ol style="list-style-type: none"> 1. 14-1, 15, 22 2. 14-2, 23 3. 18, 24



(様式 1)

証明書発給申請書

事 項	<input type="checkbox"/> ア. 製造販売業の許可 <input type="checkbox"/> イ. 製造業の許可 <input type="checkbox"/> ウ. 製造販売承認（届出）内容（輸出届出内容） <input type="checkbox"/> エ. 製造販売承認申請中 <input type="checkbox"/> オ. 添付資料 <input type="checkbox"/> ハ. G L P 基準適合状況 <input type="checkbox"/> キ. G M P 省令要求事項適合状況 <input type="checkbox"/> ク. Q M S 省令要求事項適合状況 <input type="checkbox"/> ケ. 治験計画内容 <input type="checkbox"/> コ. 医薬品製剤証明書 <input type="checkbox"/> サ. 医薬品製剤承認・許可状況陳述書 <input type="checkbox"/> シ. 治験薬 G M P 通知要求事項適合状況
品目（製品）名	
製造所等の名称	
製造所等の所在地	
証明書提出先国等（部数）	
備 考	

上記により、別添の証明書の発給を申請します。

平成 年 月 日

住所：（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課（室）長殿

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2. この申請書は、正本 1 通提出すること。
3. 書式は、ワープロ等を用いて作成すること。
4. 事項欄には、該当する証明事項にレ印を付けること。
5. 品目（製品）名欄には、該当する名称を記載し、輸出用名称を（ ）を付して添記すること。
6. 製造所等の名称欄及び製造所等の所在地欄には、事項欄のア、イ、キ、ク及びコに該当する場合においては製造販売業者の主たる機能を有する事務所又は製造所の名称及び所在地を、事項欄のカに該当する場合においては試験施設の名称及び所在地を記載すること。なお、事項欄のウ、エ及びオに該当する場合においては、記載を要しないこと。
7. 証明書提出先国等欄には、該当する証明事項ごとに証明書提出先国等を記載すること。証明書を 2 通以上必要とする場合においては、提出先国等ごとの通数を記載すること。
8. 備考欄には、次により記載すること。
 - (1) 事項欄のアに該当する場合は、製造販売業許可の番号、許可年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (2) 事項欄のイに該当する場合は、製造業許可の番号、許可年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (3) 事項欄のウに該当する場合は、製造販売承認（届出）の番号、承認（届出）年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (4) 事項欄のエに該当する場合は、承認申請年月日、受付番号、受付年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (5) 事項欄のオに該当する場合は、製造販売承認（届出）の番号、承認（届出）年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (6) 事項欄のカに該当する場合は、証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (7) 事項欄のキに該当する場合は、治験計画の届出年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (8) 事項欄のクに該当する場合は、証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (9) 事項欄のケに該当する場合は、製造業許可の番号、許可年月日、製造販売承認の番号、承認年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (10) 事項欄のコに該当する場合は、製造販売承認（届出）の番号、承認（届出）年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (11) 事項欄のサに該当する場合は、製造販売承認（届出）の番号、承認（届出）年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (12) 事項欄のシに該当する場合は、証明書を必要とする理由を記載すること。（12）医薬品のうち、体外診断用医薬品に関するものは「体外診断用医薬品」と記載すること。
9. 本申請書には、発給を申請する証明書用紙を添付すること。証明書用紙は原則として正副 2 通とするが、証明書を 2 通以上必要とする場合には必要な枚数の正本及び副本 1 通を添付すること。なお、備考欄に同一国等に 2 通以上必要とする理由を記載すること。

(様式2)

証明書発給申請書

事 項	<input type="checkbox"/> ア. 製造販売業の許可 <input type="checkbox"/> イ. 製造業の許可 <input type="checkbox"/> ウ. 製造販売承認(届出)内容(輸出届出内容) <input type="checkbox"/> エ. QMS省令要求事項適合状況
品目(製品)名	
製造所等の名称	
製造所等の所在地	
証明書提出先国等(部数)	
備考	

上記により、別添の証明書の発給を申請します。

平成 年 月 日

住所：(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏名：(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長殿

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. この申請書は、正本 1 通提出すること。
3. 書式は、ワープロ等を用いて作成すること。
4. 事項欄には、該当する証明事項にレ印を付けること。
5. 品目（製品）名欄には、該当する名称を記載し、輸出用名称を（ ）を付して記載すること。なお、事項欄のア（別添様式 3 の証明の場合に限る。）に該当する場合は記載を要しないこと。
6. 製造所等の名称欄及び製造所等の所在地欄には、事項欄のア、イ及びエに該当する場合においては製造販売業者の主たる機能を有する事務所又は製造所の名称及び所在地を記載すること。なお、事項欄のウに該当する場合においては、記載を要しないこと。
7. 証明書提出先国等欄には、該当する証明事項ごとに証明書提出先国等を記載すること。証明書を 2 通以上必要とする場合には、提出先国等ごとの通数を記載すること。
8. 備考欄には、次により記載すること。
 - (1) 事項欄のアに該当する場合は、製造販売業許可の番号、許可年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (2) 事項欄のイに該当する場合は、製造業許可の番号、許可年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (3) 事項欄のウに該当する場合は、製造販売承認（届出）の番号、承認（届出）年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
 - (4) 事項欄のエに該当する場合は、製造業許可の番号、許可年月日、製造販売承認の番号、承認年月日及び証明書を必要とする理由を記載すること。
9. 本申請書には、発給を申請する証明書用紙を添付すること。証明書用紙は原則として正副 2 通とするが、証明書を 2 通以上必要とする場合には必要な枚数の正本及び副本 1 通を添付すること。なお、備考欄に 2 通以上必要とする理由を記載すること。

(様式3-1)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地))が日本国薬事法第12条第1項の規定により許可された医薬品(医薬部外品)製造販売業者であることを証明します。

製造販売業者名(又は主たる機能を有する事務所の名称) :

所在地 :

許可番号 :

厚薬食 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

(Form No.3-1)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is a pharmaceutical (quasi-drug) marketing authorization holder licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 12 of the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Name of the Marketing Authorization Holder :

(or Name of the Office for General Marketing Manager)

Address:

Licence Number:

No.

TOKYO, date

(安全対策課長名)

Director, Safety Division

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 3-2)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地))が日本国薬事法第12条第1項の規定により許可された医療機器製造販売業者であることを証明します。

製造販売業者名(又は主たる機能を有する事務所の名称) :

所在地 :

許可番号 :

厚薬食 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

(Form No.3-2)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is a medical device marketing authorization holder licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 12 of the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Name of the Marketing Authorization Holder :

(or Name of the Office for General Marketing Manager)

Address:

Licence Number:

No.

TOKYO, date

(安全対策課長名)

Director, Safety Division

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式4-1)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては名称))、(製造業者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地))が日本国薬事法第13条第1項の規定により許可された医薬品(医薬部外品)製造業者であることを証明します。

製造所の名称:

製造所の所在地:

許可番号:

厚薬食 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No.4-1)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

CERTIFICATE

It is hereby certified that (Name of the Manufacturer), (Address) is a pharmaceutical (quasi-drug) manufacturer licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 13 of the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Name of Manufacturing Site:

Address:

Licence Number:

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式4-2)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))が日本国薬事法第13条第1項の規定により許可された医療機器製造業者であることを証明します。

製造所の名称:

製造所の所在地:

許可番号:

厚薬食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No. 4-2)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

CERTIFICATE

It is hereby certified that (name of the manufacturer), (address) is a medical device manufacturer licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 13 of the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Name of Manufacturing Site:

Address:

License Number:

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式5-1)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造販売された下記医薬品(医薬部外品)が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名:

厚薬食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

(Form No.5-1)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN**

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following pharmaceutical (quasi-drug) product(s) marketed by (Name of the Marketing approval holder), (Address) is(are) manufactured subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan and is(are) allowed to be sold in Japan.

Product(s)

No.

TOKYO, date

(担当課(室)長の氏名)

Director, (担当課(室)の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式5-2)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造販売される下記医療機器が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造され、かつ、日本国内において製造販売することを認められているものであることを証明します。

医療機器の名称:

厚薬食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No.5-2)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN**
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following medical device(s) marketed by (name of the marketing approval holder), (address) is(are) manufactured under our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan and is(are) authorized to be marketed in Japan.

medical device(s):

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 6-1)

証 明 書

日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造された下記医薬品(医薬部外品)が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造されているものであることを証明します。

製品名 :

厚薬食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

(Form No.6-1)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following pharmaceutical (quasi-drug) product(s) manufactured by (Name of the Manufacturer), (Address) is(are) subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

(担当課 (室) 長の氏名)

Director, (担当課 (室) の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式6-2)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造される下記医療機器に係る製品が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造されているものであることを証明します。

製品名:

厚葉食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

(Form No.6-2)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following product(s) concerned with medical device(s) manufactured by (name of the manufacturer), (address) is(are) manufactured under our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式7-1)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって輸出される下記医薬品(医薬部外品)が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名:

厚葉食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No. 7-1)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following pharmaceutical(quasi-drug) product(s) exported by (Name of the Marketing approval holder), (Address) is(are) manufactured(imported) subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式7-2)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって輸出される医療機器に係る製品が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造されているものであることを証明します。

製品名:

厚葉食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No.7-2)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following product(s) concerned with, medical device(s) exported by (name of the marketing approval holder), (address) is(are) manufactured under our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式8-1)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造販売された下記医薬品(医薬部外品)が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名:

製造販売承認年月日:

製造販売承認番号:

成分及び分量又は本質:

用法及び用量:

効能又は効果:

厚葉食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

(Form No.8-1)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following pharmaceutical (quasi-drug) product(s) marketed by (Name of the Marketing approval holder), (Address) is(are) manufactured subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan and is(are) allowed to be sold in Japan.

Product(s) :

Date of Marketing Approval:

Marketing Approval Number:

Ingredient and Composition or Chemical Entity:

Dosage and Administration:

Indications:

No.:

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 8-2)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造販売される下記医療機器が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造され、かつ、日本国内において製造販売することを認められているものであることを証明します。

医療機器の名称:

製造販売承認年月日:

製造販売承認番号:

成分及び分量又は本質:

用法及び用量:

効能又は効果:

厚葉食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

(Form No. 8-2)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following medical device(s) marketed by (name of the marketing approval holder), (address) is(are) manufactured under our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan and is(are) authorized to be marketed in Japan.

Medical device(s):

Date of Marketing Approval:

Marketing Approval Number:

Ingredient and Composition or Chemical Entity:

Dosage and Administration:

Indications:

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 8-3)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造販売される下記医療機器が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造され、かつ、日本国内において製造販売するために必要な登録認証機関による認証を受けたものであることを証明します。

医療機器の名称:

認証機関の名称:

認証番号:

認証年月日:

厚薬食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following medical device(s) marketed by (name of the marketing approval holder), (address) is(are) manufactured under our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan, and is(are) certified by Certification Body to be marketed in Japan.

Medical device(s):

Name of Registered Certification Body:

Certification Number:

Date of Issue:

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式9-1)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造された下記医薬品(医薬部外品)が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造されているものであることを証明します。

製品名:

成分及び分量又は本質:

用法及び用量:

効能又は効果:

厚薬食 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No.9-1)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following pharmaceutical (quasi-drug) product(s) manufactured by (Name of the Manufacturer), (Address) is(are) subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Product(s):

Ingredient and Composition or Chemical Entity:

Dosage and Administration:

Indications:

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式9-2)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって輸出される下記医療機器に係る製品が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造されているものであることを証明します。

製品名:

成分及び分量又は本質:

用法及び用量:

効能又は効果:

厚薬食 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No.9-2)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following product(s) concerned with medical device(s) exported by (name of the manufacturer), (address) is(are) manufactured our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Product(s):

Ingredient and Composition or Chemical Entity:

Dosage and Administration:

Indications:

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 10-1)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって輸出される下記医薬品(医薬部外品)が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名:

成分及び分量又は本質:

用法及び用量:

効能又は効果:

厚葉食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No.10-1)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following pharmaceutical(quasi-drug) product(s) exported by (Name of the Marketing approval holder), (Address) is(are) manufactured(imported) subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Product(s):

Ingredient and Composition or Chemical Entity:

Dosage and Administration:

Indications:

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 10-2)

証明書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって輸出される下記医療機器に係る製品が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造されているものであることを証明します。

製品名:

成分及び分量又は本質:

用法及び用量:

効能又は効果:

厚薬食 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

(Form No.10-2)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following product(s) concerned with medical device(s) exported by (name of the marketing approval holder), (address) is(are) manufactured under our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Product(s):

Ingredient and Composition or Chemical Entity:

Dosage and Administration:

Indications:

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 11)

証明書

日本国厚生労働省は、下記品目が、日本国薬事法の規定に基づく医薬品（医薬部外品、医療機器）の製造販売承認申請中であることを証明します。

医薬品（医薬部外品、医療機器）の名称：

製造販売承認申請受付年月日：

製造販売承認申請受付番号：

申請者の氏名：

申請者の住所：

厚薬食 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課（室）長

(様式 12)

証明書

日本国厚生労働省は、添付の添付資料一覧表は（申請者の氏名（法人にあっては、名称））、（申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地））が、（医薬品販売名）の製造販売承認を取得するために厚生労働省に提出した前臨床及び臨床試験資料の一覧表と同一のものであることを証明します。

厚葉食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課（室）長

(Form No12)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

CERTIFICATE

It is hereby certified that the attached list is identical to the list of pre-clinical and clinical data submitted to us by (Name of the Applicant), (Address) for the approval of marketing (Name of the Product(s)).

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 13)

証明書

日本国厚生労働省は、(試験者の氏名(法人にあっては、名称))、(試験者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))の下記の試験施設が〇〇年〇〇月に調査を受け、我が国の医薬品GMP基準に適合していると認められたことを証明する。

試験施設の名称:

試験施設の所在地:

厚薬食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

(Form No.13)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following testing facility of (name of the testing person), (Address) was inspected on (Date) and found to be in compliance with all the requirements of Good Laboratory Practices of Japan.

Name of the Testing Facility:

Address:

No.:

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 14-1)

証明書

日本国厚生労働省は、以下の製品（医薬品・医薬部外品）を製造している（製造業者の氏名（法人にあっては名称））、（製造業者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地））の以下の製造所が定期的な調査を受け、当該製造所における製造が、WHOの勧告に基づいて設定された我が国の医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（医薬品・医薬部外品GMP省令）の要求事項に適合することを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

製品名：

厚薬食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課（室）長

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following manufacturing site of (name of the manufacturer), (address), in which the following product(s) is(are) produced is subject to our inspections at suitable intervals, and the manufacturing in the site conforms to all the requirements of the Ministerial Ordinance on Standards for Manufacturing Control and Quality Control for Drugs and Quasi-drugs ("Drugs/Quasi-drugs GMP Ordinance") laid down in accordance with the recommendation of the World Health Organization.

Name of Manufacturing Site:

Address:

Product(s):

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称) Division

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 14-2)

証明書

日本国厚生労働省は、以下の製品（医療機器・体外診断用医薬品）を製造している（製造業者の氏名（法人にあっては名称））、（製造業者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地））の以下の製造所が定期的な調査を受け、当該製造所における製造が、我が国の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（機器・体外診 Q M S 省令）の要求事項に適合することを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

製品名：

厚薬食 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課（室）長

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following manufacturing site of (name of the manufacturer), (address), in which the following product(s) is(are) produced is subject to our inspections at suitable intervals, and the manufacturing in the site conforms to all the requirements of the Ministerial Ordinance on Standards for Manufacturing Control and Quality Control for Medical Devices and In-vitro Diagnostics ("Medical Devices/IVDs QMS Ordinance")

Name of Manufacturing Site:

Address:

Product(s):

No.

TOKYO, date

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称) Division
Pharmaceutical and Food Safety Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 1.5)

証明書

証明書番号 Certificate No.:

(申請者の氏名(法人にあっては名称))からの求めに応じ、日本国の権限ある当局たる厚生労働省は、以下の事項を確認する:

(製造業者の氏名(法人にあっては名称))

(製造業者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地))

は、薬事法第13条第1項の規定に基づき、

(製造業許可番号)

(製造所の名称及び所在地)

の製造所が以下の行為を行うことを許可されていること。

【生物由来医薬品等区分(施行規則第26条第1項第1号)・放射性医薬品区分(施行規則第26条第1項第2号)・無菌区分(施行規則第26条第1項第3号・第3項第1号)・一般区分(施行規則第26条第1項第4号・第3項第2号)・包装表示保管区分(施行規則第26条第1項第5号・第3項第2号)】(*)

(品目(群)の名称)

【液・半固体・固体(錠剤・カプセル・座剤・粉末・顆粒)】(*)

この製造業者に対する査察(直近の査察は / / (年月日)実施)により得られた知見から、当該製造所は、(相手国等の名称)との間の相互承認協定においてGMP要件として参照される「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(医薬品・医薬部外品GMP省令)」の要求事項に適合していると考えられる。

この証明書は、直近の査察の日から3年間有効である。

/ / (年月日)

厚生労働省医薬食品局(担当課(室)の名称)

課(室)長(担当課(室)長の氏名)

FAX: +81-3-3501-0034

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN**

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

Certificate No:

As requested by , the Ministry of Health, Labour and Welfare, as the Competent Authority of JAPAN, confirms the following:

The (name of the company), (address of the headquarters), has been authorized, in accordance to: Paragraph 1 of Article 13 of the Pharmaceutical Affairs Law (PAL), under the license number: (number of the license)

covering the following sites of manufacture:

(name of the manufacturing sites), (address)

to carry out the following operation(s):

- + manufacturing biological medicinal products for human use(*)
- + manufacturing radiological medicinal products for human use(*)
- + manufacturing sterile medicinal products for human use other than the preceding two categories(*)
- + manufacturing medicinal products for human use other than the preceding three categories(*)
- + packaging, labeling or storing only

of the following medicinal product or group of products for human use:

in the following dosage forms:

- + liquid dosage forms(*)
- + semi-solid dosage forms(*)
- + solid dosage forms—unit dose form (tablets/capsules/suppositories)(*)
- + solid dosage forms—multi dose form (powders/granules)(*)

From the knowledge gained during inspection of this manufacturer(s), the latest of which was conducted on (date), it is considered that the company complies with the requirements of the Ministerial Ordinance on Standards for Manufacturing Control and Quality Control for Drugs and Quasi-drugs (Drugs/Quasi-drugs GMP Ordinance) referred to as the Good Manufacturing Practice requirements in the Agreement of Mutual Recognition between Japan and (MRA partner).

This certificate remains valid for three years from the date of the last inspection.

TOKYO, DD/MM/YY (date)

(担当課（室）長の氏名)

Director, (担当課（室）の名称)
Pharmaceutical and Food Safety Bureau
as the authorized person
of the Competent Authority of JAPAN

(様式 16)

殿

(申請者の氏名(法人にあっては、名称))、(申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって提出された(治験薬コード)の治験届に関する声明を同封致します。

敬具

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長

(Form No16)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

(日付)

(送付先担当官名)

International Affairs Staff
Office of Health Affairs
Food and Drug Administration
Rockville, Maryland 20857
U.S.A

Dear (送付先担当官の氏名) :

Please find enclosed a statement on clinical trial notifications of (治験薬コード)
submitted by (申請者の氏名 (法人にあっては、名称)) (申請者の住所 (法人に
あっては、主たる事務所の所在地))

Sincerely yours,

(担当課 (室) 長の氏名)

Director, (担当課 (室) の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 17)

治験届に関する声明

日本国厚生労働省は、(申請者の氏名(法人にあっては、名称))、(申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))が日本国薬事法第80条の2第2項の規定に基づき、以下の成分を含む治験薬に関する治験計画届書を提出したこと及び当該治験薬に関する臨床試験を実施する意図があることをここに確認する。

有効成分名:

治験薬コード:

受付日:

予定効能:

日付

厚生労働省医薬食品局○○○課(室)長

(Form No.17)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

Statement on Clinical Trial Notification

The Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan hereby confirms that (申請者の氏名(法人にあっては、名称)) (申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)) submitted the Clinical Trial Plan Notifications for clinical trials with an investigational new drug containing the following active ingredient and may initiate clinical trials in accordance with the provision of Paragraph 2 of Article 80-2 of the Pharmaceutical Affairs Law of Japan.

Active Ingredient: (有効成分名)

Investigational New Drug: (治験薬コード)

Date of Receipt: (受付日)

Indications Intended: (予定効能)

TOKYO, date

(担当課(室)長の氏名)

Director, (担当課(室)の名称)

Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare.

(様式 18)

証明書

日本国厚生労働省は、以下の製造所における当該治験薬の製造が、治験薬GMP通知の要求事項に適合することを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

物質名：

工程：

- 治験薬成分合成工程
- 製剤化工程
- その他 ()

製造施設を確認した年月日：

厚薬食 第 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局○○○課（室）長

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following manufacturing site, in which the following product(s) is (are) produced is subject to our inspections, and the manufacturing in the site conforms to all the requirements of the GMP standards for investigational New Drugs.

Name of Manufacturing Site:

Address:

Name(s) of Substance:

Operations:

- Synthetic process
- Dosage formulation process
- Other ()

Date of Inspection:

No.

TOKYO, date

(監視指導・麻薬対策課長の氏名)

Director, Compliance and Narcotics Division
Pharmaceutical and Food Safety Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 19)

医薬品製剤証明書¹

本証明書は世界保健機関（WHO）勧告の様式に準拠したものである。（総則及び注釈を添付）。

証明書番号：

輸出国：日本

輸入国等：

1. 製品名及び投与剤型：

1.1 有効成分² 及び単位投与剤型当たりの分量³（賦形剤を含む全成分構成の記載が好ましい）⁴：添付の通り

1.2 この医薬品は日本国内において製造販売が承認されていますか。⁵

はい — A ブロックへ⁶

いいえ — B ブロックへ⁶

1.3 この医薬品は日本国内において実際に製造販売されていますか。

はい いいえ 不明（該当するものを記載する）

—A ブロック—

2A.1 製造販売承認番号⁷ 及び年月日：

承認番号：

年 月 日：

2A.2 製造販売承認保持者（氏名及び住所）：

氏名（法人にあっては、名称）：

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）：

2A.3 製造販売承認保持者の資格：⁸

a b c （注釈8の分類に従って該当する記号を記載する）

2A.3.1 分類b及びcの場合、当該最終製品の製造業者の氏名及び住所：⁹

氏名（法人にあっては、名称）：

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）：

2A.4 承認審査概要が添付されていますか。¹⁰

はい いいえ（該当するものを記載する）

2A.5 ここに添付の製品情報は、承認書に完全に従っていますか。¹¹

はい いいえ 添付せず（該当するものを記載する）

2A.6 証明書発給申請者の氏名及び住所（製造販売承認保持者と異なる場合）¹²

氏名（法人にあっては、名称）：

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）：

—B ブロック—

2B.1	証明書発給申請者の氏名及び住所 :
	氏名（法人にあっては、名称） :
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） :
2B.2	申請者の資格 :
	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c (注釈8の分類に従って該当する記号を記載する)
2B.2.1	分類b及びcの場合、当該最終投与剤型の製造業者の氏名及び住所 : ⁹
	氏名（法人にあっては、名称） :
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） :
2B.3	なぜ製造販売の承認がないのですか。（該当するものを記載する）
	<input type="checkbox"/> 法律上不要である <input type="checkbox"/> 申請せず <input type="checkbox"/> 考慮中 <input type="checkbox"/> 却下された
2B.4	備考 : ¹³

3. 証明当局は最終製品の製造所の定期調査を行っていますか。
はい いいえ 該当せず ¹⁴ (該当するものを記載する)
- 3.1 定期調査の期間（年間） : 年間
- 3.2 この製品の製造は調査されましたか。
はい いいえ (該当するものを記載する)
- 3.3 当該製造所及び製造工程は世界保健機関（WHO）のGMPに適合していますか。 ¹⁵
はい いいえ (該当するものを記載する)
4. 申請者から提出された情報はこの製品の製造の全てに関して証明当局を満足させていますか。 ¹⁶
はい いいえ (該当するものを記載する)
「いいえ」の場合は、理由を説明 :

証明当局の住所 :

日本国東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医薬食品局

電話番号：+81-3-3595-2431 ファックス番号：+81-3-3597-9535

証明者の名称 :

担当課（室）長（担当課（室）長の氏名）

署名 :

スタンプ及び日付 :

(以下の総則、注釈は申請書への添付は不要)

総則

この様式の使用法に関する指示及びこの制度の施行についての情報は、ガイドラインを参照すること。この様式はコンピューターによる作成に適合したものである。タイプ画面にて提出すること。注釈や説明を伴うときは必要に応じて別紙を添付すること。

注釈

1. WHO勧告の様式に従った本証明書は、輸出国における当該医薬品製剤及び証明申請者の実態を確認し、証明するものであること。剤型及び力価の相違により製造体制及び承認情報は相違するので、本証明書は個々の医薬品に対するものであること。
2. 可能な限り、国際一般名称（INNs）又は国内の一般名称を使用すること。
3. 当該投与剤型の分量組成（全構成成分）は証明書に記載するか、またはこれに添付すること。
4. 構成成分の量的な詳細の記載が好ましいものであること。その提示には製造販売承認保持者の同意を必要とするものであること。
5. 製造販売承認書に当該製品の販売、流通または投与に適用される規制がある場合においては、その詳細を添付すること。
6. 2 A 及び 2 B の項は、相互に排他的であること。
7. 仮承認またはまだ承認されていない場合においては、その旨を記載すること。
8. 当該医薬品の製造販売承認保持者が、次のいずれに該当するかを記載すること。
 - (a) 当該剤型を製造している
 - (b) 他の者により製造された剤型の包装又は表示を行っている
 - (c) 上記のいずれにも該当しない
9. この情報は、製造販売承認保持者の同意によってのみ提供することができる。製造販売承認されていない医薬品の場合は申請者の同意によってのみ提供することができること。この項を充たすことができないことは、関係者がこの情報を提供することに同意していないことを意味すること。製造所に関する情報は当該医薬品の許可の一部分であることに留意すること。製造所が変更されたときは、その許可書は更新されるべきであり、さもなければ許可書はもはや有効ではないこと。
10. 当該医薬品が製造販売承認されている根拠を要約した行政当局作成の文書をいうものであること。
11. WHO事務総長に特別留保条件として通知した通り、証明日の時点において輸出国で使用されている添付文書を指すこと。
12. かかる状況下においては、製造販売承認保持者からの証明書発行の承諾が必要

であること。この承諾は当局に対し申請者によって提示されなければならないこと。

13. 申請者が登録を申請しなかった理由を記載すること。

- (a) 当該製品が、輸出国においては流行しておらず、特に熱帯病のような疾病の治療専用に開発されてきた場合
- (b) 当該製品が熱帯条件の下での安定性を改善するために組成を変えた場合
- (c) 当該製品が輸入国等の医薬製品に使用が認められていない添加物を除くために組成が変えられた場合
- (d) 当該製品が有効成分の異なる最大投与量に合わせるため組成が変えられた場合
- (e) その他

14. 「該当せず」とは当該製造業者が製品証明の発行国と異なった国等にあり、査察が製造国等の後援で実施されたことを意味すること。

15. 証明書において引用している「医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準」とは、"the report of the thirty second Expert Committee on Specifications for Pharmaceutical Preparation (WHO Technical Report Series, No. 823, 1992, Annex 1)"に含まれているものをいう。特に生物製剤に適用される勧告は、"the WHO Expert Committee on Biological Standardization (WHO Technical Report Series, No. 822, 1992, Annex 1)"で成文化されていること。

16. この項は、製造販売承認保持者または申請者が上記注釈 8 で記載した(b)または(c)に該当するときに記載すること。当該製造に外国等の請負人が関与している場合は特に重要であること。かかる状況下、申請者は、最終製品に至る各製造段階に責任のある請負当事者の確認に関する情報並びにかかる当事者に対して行われた管理の内容と程度に関する情報を証明当局に提供しなければならないこと。

(Form No19)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

Certificate of a Pharmaceutical Product¹

This certificate conforms to the format recommended by the World Health Organization (General instructions and explanatory notes attached).

Certificate No.:

Exporting Country : Japan

Importing Country :

1. Name and dosage form of Product :

1.1 Active ingredient(s)² and amount(s) per unit dose³ (complete quantitative composition including excipients is preferred) : See Attachments⁴

1.2 Is this product licensed [approved and licensed] to be placed on the market for use in the exporting country?⁵

yes - See Block A⁶

no - See Block B⁶

1.3 Is this product actually on the market in the exporting country?

yes no unknown (key in as appropriate)

-A-

2A.1 Number of product licence⁷ and date of issue [marketing approval number and date] :

No. :

Date :

2A.2 Product licence holder [marketing approval holder] (name and address) :

Name :

Address :

2A.3 Status of product licence holder [marketing approval holder] :⁸

a b c (key in appropriate category as defined in note 8)

2A.3.1 For categories b and c the name and address of the manufacturer producing the dosage form are :⁹

Name :

Address :

2A.4 Is summary Basis of Approval appended?¹⁰

yes no (key in as appropriate)

2A.5 Is the attached product information complete and consonant with the licence [approval] ?¹¹

yes no not provided (key in as appropriate)

2A.6 Applicant for certificate, if different from licence holder [marketing approval holder](name and address) :¹²

Name :

Address :

-B-

2B.1	Applicant for certificate(name and address) :
	Name :
	Address :
2B.2	Status of applicant :
	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c (key in appropriate category as defined in note 8)
2B.2.1	For categories b and c the name and address of the manufacturer producing the dosage form are : ⁹
	Name :
	Address :
2B.3	Why is marketing authorization lacking?
	<input type="checkbox"/> not required <input type="checkbox"/> not requested
	<input type="checkbox"/> under consideration <input type="checkbox"/> refused (key in as appropriate)
2B.4	Remarks: ¹³

3. Does the certifying authority arrange for periodic inspection of the manufacturing plant in which the dosage form is produced?
 yes no not applicable¹⁴ (key in as appropriate)
If no or not applicable proceed to question 4.
- 3.1 Periodicity of routine inspection(years) : years
- 3.2 Has the manufacture of this type of dosage form been inspected?
 yes no (key in as appropriate)
- 3.3 Do the facilities and operations conform to GMP as recommended by the World Health Organization? ¹⁵
 yes no not applicable(key in as appropriate)
4. Does the information submitted by the applicant satisfy the certifying authority on all aspects of the manufacture of the product? ¹⁶
 yes no (key in as appropriate)
If no, explain :

Address of certifying authority : Pharmaceutical and Food Safety Bureau,
Ministry of Health, Labour and Welfare
2-2, Kasumigaseki 1-chome,
Chiyoda-ku
Tokyo 100-8916

Telephone : +81-3-3595-2431
Fax : +81-3-3597-9535

Name of authorised person: (担当課(室)長の氏名)
Director (担当課(室)の名称)

Signature :

Stamp and Date :

General instructions

Please refer to the guidelines for full instructions on how to complete this form and information on the implementation of the Scheme.

The forms are suitable for generation by computer. They should always be submitted as hard copy, with responses printed in type rather than handwritten. Additional sheets should be appended, as necessary, to accommodate remarks and explanations.

Explanatory notes

1. This certificate, which is in the format recommended by WHO, establishes the status of the pharmaceutical product and of the applicant for the certificate in the exporting country. It is for a single product only since manufacturing arrangements and approved information for different dosage forms and different strengths can vary.
2. Use, whenever possible, International Nonproprietary Names (INNs) or national nonproprietary names.
3. The formula (complete composition) of the dosage form should be given on the certificate or be appended.
4. Details of quantitative composition are preferred, but their provision is subject to the agreement of the product licence holder [approval and manufacturing licence holder].
5. When applicable, append details of any restriction applied to the sale, distribution or administration of the product that is specified in the product licence [approval].
6. Section 2A and 2B are mutually exclusive.
7. Indicate, when applicable, if the licence [approval] is provisional, or the product has not yet been approved.
8. Specify whether the person responsible for placing the product on the market :
 - (a) manufactures the dosage forms ;
 - (b) packages and/or labels a dosage forms manufactured by an independent company ; or
 - (c) is involved in none of the above.
9. This information can be provided only with the consent of the product licence holder [approval and manufacturing licence holder] or, in the case of non registered products, the applicant.
Non completion of this section indicates that the party concerned has not agreed to inclusion of this information.
It should be noted that information concerning the site of production is part of the product licence. If the production site is changed, the licence must be updated or it will cease to be valid.
10. This refers to the document, prepared by some national regulatory authorities, that summarises the technical basis on which the product has been licensed [approved and licensed].
11. This refers to the package insert which is used in the exporting country at the date of certification, as informed to Director General of WHO as the special reservation.
12. In this circumstance, permission for issuing the certificate is required from the product licence holder [approval and manufacturing licence holder]. This permission must be provided to the authority by the applicant.
13. Please indicate the reason that the applicant has provided for not requesting registration :

- (a) the product has been developed exclusively for the treatment of conditions particularly tropical diseases not endemic in the country of export ;
 - (b) the product has been reformulated with a view to improving its stability under tropical conditions ;
 - (c) the product has been reformulated to exclude excipients not approved for use in pharmaceutical products in the country of import;
 - (d) the product has been reformulated to meet a different maximum dosage limit for an active ingredient ;
 - (e) any other reason, please specify.
14. Not applicable means that the manufacture is taking place in a country other than that issuing the product certificate and inspection is conducted under the aegis of the country of manufacture.
15. The requirements for good practices in the manufacture and quality control of drugs referred to in the certificate are those included in the report of the thirty second Expert Committee on Specifications for Pharmaceutical Preparations (WHO Technical Report Series, No.823, 1992, Annex 1). Recommendations specifically applicable to biological products have been formulated by the WHO Expert Committee on Biological Standardization (WHO Technical Report Series, No.822, 1992, Annex 1).
16. This section is to be completed when the product licence holder [approval and manufacturing licence holder] or applicant conforms to status (b) or (c) as described in note 8 above. It is of particular importance when foreign contractors are involved in the manufacture of the product. In these circumstances the applicant should supply the certifying authority with information to identify the contracting parties responsible for each stage of manufacture of the finished dosage form, and the extent and nature of any controls exercised over each of these parties.

(様式 20)

証明書番号

輸出国：日本

輸入国等：

医薬品製剤承認状況陳述書¹

本陳述書は、下記製品の日本国における承認の有無を示すものである。

申請者 氏名（法人にあっては、名称）：

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）：

製品名	投与剤型	有効成分 ² 及び単位投与剤型当たりの分量	承認番号及び年月日 ³

証明当局は、申請者（若しくは製造販売承認保持者）の申請により、上記に記載の個々の製品につきWHO勧告の様式に従って、別途、完全な「医薬品製剤証明書」を発行する。

証明当局の住所： 東京都千代田区霞が関 1-2-2

証明者の名称： 厚生労働省医薬食品局（担当課（室）の名称）
課（室）長（担当課（室）長の氏名）

電話番号： +81-3-3595-2431

ファックス番号： +81-3-3597-9535

署名：

スタンプ及び日付：

本証明書はWHO勧告の様式に合致している。（総則及び注釈は別添の通りである。）

(以下の総則、注釈は申請書への添付不要)

総則

この様式の使用法に関する指示及びこの制度の施行についての情報は、ガイドラインを参照すること。この様式はコンピューターによる作成に適合したものである。タイプ画面にて提出すること。注釈や説明を伴うときは必要に応じて別紙を添付すること。

注釈

1. 本証明書は、国際入札に応札した入札の予備的適格審査をするよう要請された輸入代理人の利用に供するもので、入札条件として同代理人によって要求されるものであること。申請者（若しくは製造販売承認保持者）の申請により、証明書に記載の個々の医薬品につきWHO勧告の様式に従って「医薬品製剤証明書」が発行されるものとすること。
2. 可能な限り、国際一般名称又は国内一般名称を使用すること。
3. 承認・許可が付与されていない場合には、「法律上要求されず」、「申請せず」、「審査中」、「却下された」の何れかを記入すること。

(Form No.20)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

GOVERNMENT OF JAPAN

2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

No. of Statement

Exporting Country: Japan

Importing Country:

Statement of Licensing [Approval and Licensing] Status of Pharmaceutical Product(s)¹

This statement indicates only whether or not the following products are licensed [approved] to be put on the market in the exporting country.

Applicant Name:

Address:

Name of Product	Dosage form	Active ingredient(s) ² and amount(s) per unit dose	Product licence No. and date of issue ³ [Product approval No. and date of manufacturing licence]

The certifying authority undertakes to provide, at the request of the applicant (or, if different, the product licence holder [product approval and manufacturing licence holder]), a separate and complete Certificate of a Pharmaceutical Product in the format recommended by WHO, for each of the products listed above.

Address of certifying authority: Pharmaceutical and Food Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Name of authorised person: Director, (担当課 (室) の名称) Division

2-2, Kasumigaseki 1-chome

Chiyoda-ku

Tokyo 100-8916

Telephone number: +81-3-3595-2431

Fax number: +81-3-3597-9535

Signature:

Stamp and date:

This statement conforms to the format recommended by the World Health Organization (general instructions and explanatory note attached).

General instructions

Please refer to the guidelines for full instructions on how to complete this form and information on the implementation of the Scheme. The forms are suitable for generation by computer. They should always be submitted as hard copy, with responses printed in type rather than handwritten. Additional sheets should be appended, as necessary, to accommodate remarks and explanations.

Explanatory notes

1. This statement is intended for use by importing agents who are required to screen bids made in response to an international tender and should be requested by the agent as a condition of bidding. The statement indicates that the listed products are authorised to be placed on the market for use in the exporting country. A Certificate of a Pharmaceutical Product in the format recommended by WHO will be provided, at the request of the applicant and, if different, the product licence holder [product approval and licence holder], for each of the listed products.
2. Use, whenever possible, International Nonproprietary Names (INNs) or national nonproprietary names.
3. If no product licence [product approval and manufacturing licence] has been granted, enter "not required", "not requested", "under consideration" or "refused" as appropriate.

(様式 21)

陳述書

(申請者の氏名(法人にあっては、名称))は、下記証明希望品目が日本国内で現在販売されていることを保証するものであります。

記

品目名:

平成 年 月 日

住所:

氏名:

印

厚生労働省医薬食品局〇〇〇課(室)長 殿

(様式22)

医薬品・医薬部外品GMP省令要求事項適合証明書発行の必要性等

1. 必要性

① 提出要請 (A～Dのうち該当項に○を付して下さい)

- A. 相手国等政府の要求に基づく相手国等輸入業者からの要請
- B. 相手国等政府からの要請
- C. 相手国等輸入業者からの要請
- D. その他 ()

(上記A～Dにかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

② 提出理由 (A～Dのうち該当項に○を付して下さい)

- A. 相手国等の法規(薬事法等)に基づく提出
- B. 相手国等輸入業者との契約等に基づく提出
- C. 相手国等輸入業者への参考のため提出
- D. その他 ()

(上記A～Dにかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

2. 用途

① 使用目的 (A～Dの該当項に○を付して下さい)

- A. 輸出時の相手国関税通過
- B. 相手国での製造や販売を行うための登録申請
- C. 相手国での製造や販売を行うための登録更新
- D. その他 ()

(上記A～Dにかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

② 本証明書の送付先 (A～Dのうち該当項に○を付して下さい)

- A. 相手国等政府
- B. 相手国等輸入業者
- C. 相手国等輸入業者を通じて、相手国等政府
- D. その他 ()

(上記A～Dにかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

様式 22 別紙

証明希望製品に係るGMP調査に関する調書

機構・都道府県()	確認年月日(平成 年 月 日現在)
------------	-------------------

1. 製造業許可の情報

確認

1) 製造業者名:	
2) 製造所名:	
3) 所在地:	
4) 許可番号:	

2. 証明申請に係る品目の情報

1) 品目名:輸出用医薬品等製造(輸入)届書が提出されている場合は輸出用名称を記入すること	
2) 当該製造所での製造工程: 混合・打錠・充填など 記入すること	
3) 品目の種類: [国内流通品 ・ 輸出届品]	
4) 品目の調査権者:[機構 ・ 都道府県]	

3. 当該製造所のGMP調査情報

1) 実地調査の有無: [有 ・ 無] 実地調査を実施していれば、2)以降を記入	
2) 調査年月日: 年 月 日 ~ 月 日	
3) 調査者: [機構 ・ 都道府県]	
4) 調査品目: [当該品・その他(調査した品目名)]	
5) 調査時の対象製造工程: 「2.2と同工程」又は混合・打錠・充填などを記入すること	

4. GMP調査の状況

1) 証明申請に係る品目のGMP適合性: [適合 ・ 不適合]	
2) 調査年月日: 年 月 日 ~ 月 日 (調査予定日: 年 月 日 ~ 月 日)	
3) 対象工程:	
4) 報告書:[本調書に添付・後日送付・送付済み(年 月 日)]	
5) 過去5年の違反歴: [有 ・ 無] 有: 年 月: [業務停止 ・ 不良品報告 ・ GMP不適合] 年 月: [業務停止 ・ 不良品報告 ・ GMP不適合] 違反等の詳細の別紙添付: [有 ・ 無]	
6) 備考: 3.4)がその他の時、申請品目と同等の工程と判断できるか否かなどのコメントを記入すること ・海外当局からの指摘等の情報を把握している場合は記入すること	

調査報告書を都道府県から機構へ送付することの可否: [可 ・ 否]

申請者記入欄

調査権者記入欄

[] 該当項目に○印

(様式23)

機器・体外診QMS省令要求事項適合証明書発行の必要性等

1. 必要性

① 提出要請 (A～Dのうち該当項に○を付して下さい)

- A. 相手国等政府の要求に基づく相手国等輸入業者からの要請
- B. 相手国等政府からの要請
- C. 相手国等輸入業者からの要請
- D. その他 ()

(上記A～Dにかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

② 提出理由 (A～Dのうち該当項に○を付して下さい)

- A. 相手国等の法規(薬事法等)に基づく提出
- B. 相手国等輸入業者との契約等に基づく提出
- C. 相手国等輸入業者への参考のため提出
- D. その他 ()

(上記A～Dにかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

2. 用途

① 使用目的 (A～Dの該当項に○を付して下さい)

- A. 輸出時の相手国関税通過
- B. 相手国での製造や販売を行うための登録申請
- C. 相手国での製造や販売を行うための登録更新
- D. その他 ()

(上記A～Dにかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

② 本証明書の送付先 (A～Dのうち該当項に○を付して下さい)

- A. 相手国等政府
- B. 相手国等輸入業者
- C. 相手国等輸入業者を通じて、相手国等政府
- D. その他 ()

(上記A～Dにかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

様式23 別紙

証明希望製品に係るQMS調査に関する調書

機構・都道府県()

確認年月日(平成 年 月 日現在)

1. 製造業許可の情報

確認

- 1) 製造業者名:
- 2) 製造所名:
- 3) 所在地:
- 4) 許可番号:

2. 証明申請に係る品目の情報

- 1) 品目名:輸出用医薬品等製造(輸入)届書が提出されている場合は輸出用名称を記入すること
- 2) 当該製造所での製造工程:
- 3) 品目の種類: [国内流通品 ・ 輸出届品]
- 4) 品目の調査権者:[機構 ・ 都道府県]

3. 当該製造所のGMP調査情報

- 1) 実地調査の有無: [有 ・ 無] 実地調査を実施していれば、2)以降を記入
- 2) 調査年月日: 年 月 日 ~ 月 日
- 3) 調査者: [機構 ・ 都道府県]
- 4) 調査品目: [当該品・その他(調査した品目名)]
- 5) 調査時の対象製造工程:

4. GMP調査の状況

- 1) 証明申請に係る品目のGMP適合性: [適合 ・ 不適合]
- 2) 調査年月日: 年 月 日 ~ 月 日
(調査予定日: 年 月 日 ~ 月 日)
- 3) 対象工程:
- 4) 報告書:[本調書に添付・後日送付・送付済み(年 月 日:)]
- 5) 過去5年の違反歴: [有 ・ 無]
有: 年 月: [業務停止 ・ 不良品報告 ・ QMS不適合]
年 月: [業務停止 ・ 不良品報告 ・ QMS不適合]
違反等の詳細の別紙添付: [有 ・ 無]
- 6) 備考: 3. 4)がその他の時、申請品目と同等の工程と判断できるか否かなどのコメントを記入すること
・海外当局からの指摘等の情報を把握している場合は記入すること

調査報告書を都道府県から機構へ送付することの可否: [可 ・ 否]

申請者記入欄

調査権者記入欄

[] 該当項目に○印

(様式 24)

治験薬 GMP 通知要求事項適合証明書発行の必要性等

1. 必要性

① 提出要請 (A～B のうち該当項に○を付して下さい)

- A. 相手国等政府からの要請
B. その他 ()

(上記 A、B にかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

2. 用途

① 使用目的 (A～C のうち該当項に○を付して下さい)

- A. 輸出時の相手国関税通過
B. 相手国で治験を行うための登録申請
C. その他 ()

(上記 A～C にかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

② 本証明書の送付先 (A～D のうち該当項に○を付して下さい)

- A. 相手国等政府
B. 相手国等輸入業者
C. 相手国等輸入業者を通じて、相手国等政府
D. その他 ()

(上記 A～D にかかる詳細: 複数に提出される場合、それぞれ箇条書きを)

様式 24 別紙

証明希望製品に係る治験薬GMP調査に関する調書

機構	調査権者確認年月日（平成 年 月 日現在）
1. 製造所の情報 確認	
1) 製造所名：	
2) 所在地：	
2. 証明申請に係る品目の情報	
1) 治験薬名：	
2) 当該製造所での製造工程： [治験薬成分製造 ・ 製剤化工程 ・ その他] (その他：)	
3. 当該製造所の適合性調査情報	
1) 実地調査の有無： [有 ・ 無] 実地調査を実施していれば、2) 以降を記入	
2) 実地調査年月日： 年 月 日～ 月 日	
3) 調査対象治験薬名： [当該品・その他(調査した治験薬名)]	
4) 調査時の対象製造工程：	
4. 調査権者記載欄	
1) 証明申請に係る品目の GMP 適合性： [適合 ・ 不適合]	
2) 調査年月日： 年 月 日～ 月 日 (調査予定日： 年 月 日～ 月 日)	
3) 報告書： [本調書に添付・後日送付・送付済み(年 月 日)]	
4) 過去 5 年に当該治験薬の製造工程で発生した違反等 (医薬品製造設備と共有する場合のみ確認)： [有 ・ 無] 有： 年 月 ; [業務停止 ・ 不良品報告 ・ 回収 ・ GMP 不適合] 年 月 ; [業務停止 ・ 不良品報告 ・ 回収 ・ GMP 不適合] 違反等の詳細の別紙添付 [有 ・ 無]	
5) 備考：	
・未実施であれば、その調査予定日時を記入すること ・何も無ければ、斜線を引くこと	



申請者記入欄



調査権者記入欄

[] 該当項目に○印

別記

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
特定非営利活動法人海外医療機器技術協力会
各地方厚生局
日本製薬団体連合会
日本化粧品工業連合会
日本医療機器産業連合会
(社) 日本臨床検査薬協会
歐州製薬団体連合会在日執行委員会
歐州ビジネス協会化粧品委員会
歐州ビジネス協会医療機器委員会
歐州ビジネス協会臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会
米国研究製薬工業協会在日技術委員会
在日米国商工会議所化粧品委員会
米国医療機器・ＩＶＤ小委員会
(社) 日本衛生材料工業連合会

